

中学校教諭免許状取得

（中G）現在所有する中学校教諭免許状を基に、他の教科の免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第4（他の教科の二種免許状の取得）

* 中学校教諭専修免許状、一種免許状及び二種免許状を基礎免許状に、他の教科の二種免許状を取得しようとする場合の修得単位の内訳

<修得単位の内訳> 中学校教諭二種

| 在職 年数 | 教科に関する専門的事項 に関する科目 | | 各教科の指導法に関する科目 | | 大学が独自に 設定する科目 | 総単 位数 |
|----------|---|----|---------------|---|------------------|----------|
| | 修得単位の内訳 | 計 | 修得単位の内訳 | 計 | | |
| 0 | ・教科に応じて、別記 中第1表に掲げる、 当該免許教科の全て の科目を1単位以上 修得する。 ※各科目とも一般的包 括的内容を含むもの とする。 | 10 | ・当該教科の指導法 | 3 | 0 | 13 |

【根拠規定】教育職員免許法別表第4（他の教科の一種免許状の取得）

* 中学校教諭専修免許状、一種免許状を基礎免許状に、他の教科の一種免許状を取得しようとする場合の修得単位の内訳（二種免許状を基礎免許状に一種免許状を取得することはできない。）

<修得単位の内訳> 中学校教諭一種

| 在職 年数 | 教科に関する専門的事項 に関する科目 | | 各教科の指導法に関する科目 | | 大学が独自に 設定する科目 | 総単 位数 |
|----------|---|----|---------------|---|------------------|----------|
| | 修得単位の内訳 | 計 | 修得単位の内訳 | 計 | | |
| 0 | ・教科に応じて、別記 中第1表に掲げる、 当該免許教科の全て の科目を1単位以上 修得する。 ※各科目とも一般的包 括的内容を含むもの とする。 | 20 | ・当該教科の指導法 | 8 | 0 | 28 |

別記中第1表 中学校の教科に関する専門的事項に関する科目（教育職員免許法施行規則第4条）

| 免許教科 | 教科に関する専門的事項に関する科目 |
|------|--|
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。） |
| 社会 | 日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 |
| 数学 | 代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ |
| 理科 | 物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 |
| 音楽 | ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） |
| 美術 | 絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） |
| 保健体育 | 体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |
| 保健 | 生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） |

| | |
|------|--|
| 技術 | 材料加工（実習を含む。） 機械・電気（実習を含む。） 生物育成 情報とコンピュータ |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学 |
| 職業 | 産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 |
| 職業指導 | 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 |
| 英語 | 英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解 |
| 宗教 | 宗教学 宗教史 「教理学、哲学」 |

備考① 英語以外の外国語の教科については、英語の例により修得する。

備考② 「」内の科目は、その1以上にわたって修得する。